

被保険者証廃止後の受診に係る書類等フローチャート②

令和6年12月2日から、被保険者証の新規発行を廃止し、マイナ保険証（被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード）に一本化されます。

ただし、廃止の時点で発行済みの被保険者証は、経過措置により有効期限まで使用できます。

被保険者証の有効期限が経過するまでに、「マイナ保険証」の保有状況によって、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が届きます。

被保険者証の有効期限経過後、医療機関等を受診する際の書類等については、次のフローチャートをご確認ください。

令和6年12月2日以降、被保険者証の有効期限が経過するまでに、「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」のどちらが届きましたか。

資格確認書

資格情報のお知らせ

「資格確認書」で受診してください。

※次のとおり、「マイナ保険証」を保有していない方には、申請なしで「資格確認書」が交付されます。

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが、被保険証の利用登録をしていない方
- ・マイナンバーカードの被保険者証利用登録を解除した方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の更新（5年ごと）をしていない方
- ・マイナンバーカードを返納した方

※毎年8月1日に更新します。申請なしで交付されます。

「資格情報のお知らせ」は、「マイナ保険証」を保有している方に交付されています。
「マイナ保険証」で受診できますか。

はい

「マイナ保険証」で受診してください。

※「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証に対応していない医療機関を受診する際に、マイナ保険証と併せて提示することで保険診療を受けるための書類です。

事情により「マイナ保険証」で受診できない

「①資格確認書の交付申請」 または
「②マイナ保険証の利用登録解除」により
「資格確認書」で受診してください。

※①の場合、毎年8月1日に原則申請により更新しますが、申請なしの更新を希望することができます。